

I はじめに

兵庫県は、阪神・淡路大震災という未曾有の震災を経験しました。従来から兵庫県は地震の少ない地域といわれていたこともあり、震災に対する対策は十分にはできていなかった。

その中で、保健所及び市町栄養士は、避難所や仮設住宅での栄養相談、被災地における栄養健康教育を実施することで、被災者の支援をしてきた。

しかし、災害時の保健所栄養士等の活動には指針がなく、実施に際してはかなりの困難を伴った。

そこで、この経験をふまえて、保健所栄養士等が今後の災害発生時に早期に適切な活動を行うことができ、被災者の食生活の早期平常化が図れるよう、このガイドラインを作成することとする。

また、給食施設や一般住民に災害への備えを普及することにより、住民等と行政が一体になり、今後の災害発生時に、備えることとする。